

受付番号： 2020-1-427

課題名：全国調査データを用いた我が国における膵炎診療の年次変化の検討

1. 研究の対象

2003年、2007年、2011年に急性膵炎・慢性膵炎・自己免疫性膵炎で医療機関を受療した方

2. 研究期間

2015年11月(倫理委員会承認後)～2025年6月

3. 研究目的

本研究は厚生労働省特定疾患対策研究事業難治性膵疾患に関する調査研究班の全国調査の結果として得られた、急性膵炎・慢性膵炎・自己免疫性膵炎の全国調査データを用いて、膵炎診療の年次変化についての検討を行うものである。

4. 研究方法

厚生労働省特定疾患対策研究事業難治性膵疾患に関する調査研究班の全国調査の結果として得られた、急性膵炎・慢性膵炎・自己免疫性膵炎の全国調査データ(2003,2007,2011)を用いて各種膵炎における致命率や成因、合併症、治療内容や社会復帰の状況といった詳細な臨床データ・予後情報の解析ならびに診断基準や重症度判定基準の妥当性の検証を行う。

5. 研究に用いる試料・情報の種類

2003年、2007年、2011年に急性膵炎・慢性膵炎・自己免疫性膵炎の診療を行った病院へのアンケート調査

6. 外部への試料・情報の提供

該当なし

7. 研究組織

【研究責任者】

正宗 淳

東北大学医学研究科消化器病態学分野

〒980-8574

仙台市青葉区星陵町 1-1

TEL 022-717-7171 FAX 022-717-7177

E-mail amasamune@med.tohoku.ac.jp

【研究分担者】

菊田 和宏 医学系研究科 内科病態学講座(消化器病態学分野)非常勤講師

濱田 晋 医学系研究科 内科病態学講座(消化器病態学分野)助教

8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先:

東北大学医学研究科消化器病態学分野

〒980-8574

仙台市青葉区星陵町 1-1

TEL 022-717-7171 FAX 022-717-7177

E-mail hamadas@med.tohoku.ac.jp

【研究責任者】

正宗 淳

東北大学医学研究科消化器病態学分野

〒980-8574

仙台市青葉区星陵町 1-1

TEL 022-717-7171 FAX 022-717-7177

E-mail amasamune@med.tohoku.ac.jp

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先:「8. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)＞

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。(※手数料が必要です。)

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。(※手数料が必要です。)

【東北大学情報公開室】<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)＞

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合